

令和2年度 第2回環境担当者研修会開催

1. 開催日時：令和2年度11月11日（水） 13:30～16:30 甲賀地区
令和2年度11月20日（金） 13:30～16:30 南部地区
2. 会場：甲賀地区 甲賀市碧水ホール
南部地区 草津市立まちづくりセンター
3. 共催：滋賀県南部環境事務所、滋賀県甲賀環境事務所、湖南・甲賀環境協会
4. 参加者数：甲賀地区 45名（会員23名、会員外15名、行政7名、）
南部地区 33名（会員15名、会員外11名、行政7名）



甲賀会場（11月11日）



南部会場（11月20日）

【研修内容】

- ・①アスベストの飛散防止および大気汚染防止法の改正について
講師：滋賀県南部環境事務所 主査 中島 有希子氏
- ・②石綿（アスベスト）建材の除去手順概要について
講師：NPOびわ湖環境 理事 佐野 由明氏



進行の蔭山研修部会長（甲賀会場）



進行の蔭山研修部会長（南部会場）

横江会長の挨拶（甲賀会場）



コロナ禍におきまして色々制約があります中、研修会にご出席頂きありがとうございます。また日頃弊協会の運営に積極的にご支援ご協力頂いておりますこと、この場をお借りして重ねてお礼申し上げます。

さて本日は、第2回目の環境担当者研修会といたしまして、大気汚染防止法およびアスベスト飛散防止対策関係のご講演をお願いしております。滋賀県南部環境事務所の中島様からは「アスベストの飛散防止対策および大気汚染防止法の改正について」、

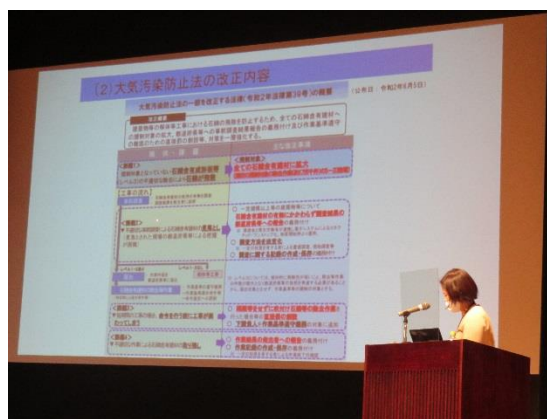
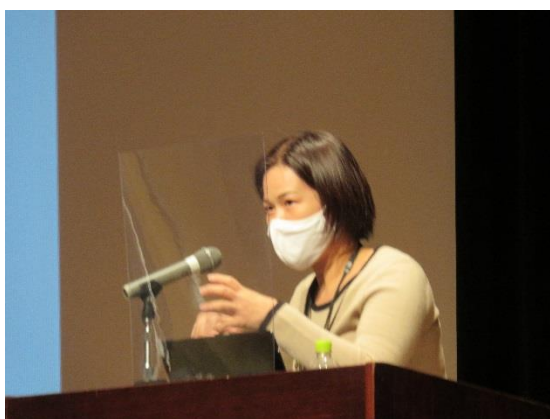
NPO びわ湖環境の佐野様からは「石綿（アスベスト）の具体的な除去手順について」、ご講演を頂きます。中島様、佐野様、お忙しい中本当にありがとうございます。本日はどうぞよろしくお願い致します。

弊協会では、新型コロナの関係で研修会を受講頂けない方にも受講頂けるように、協会ホームページから動画を配信しております。この動画は大変好評で、知りたいところや難解なところを繰り返し視聴できると、皆様に喜んで頂いております。ただ残念なことに、この動画は会員の皆様にしかが視聴頂くことができません。本日の研修会には、会員外の皆様にも多数お越し頂いております。コロナ禍で大変難しい世相ではございますが、弊協会では研修や実地訓練、意見交換会等多方面にわたり、地域に根ざした環境保全活動を行っております。メリットは十分あると思いますので、是非ともこの機会に入会のご検討もいただければ幸いです。どうかよろしくお願い致します。

【講演の一部を紹介させていただきます】

① アスベストの飛散防止対策および大気汚染防止法の改正について

滋賀県南部環境事務所 主査 中島 有希子氏に講演いただきました。



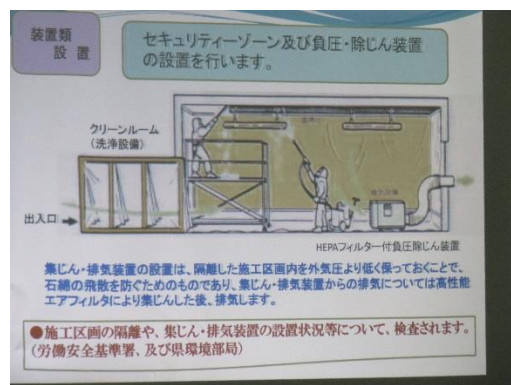
アスベストに関しては、奇跡の鉱物、魔法の鉱物と呼ばれ様々な場所で使用されてきたこと。しかし、石綿繊維の吸入により、肺がんや中皮主種などの疾患を発症する等有害性が分かってから規制が厳しくなり、法規制では大気汚染防止法により徐々に厳しく規制されて、今回の改正で規制対象がすべての石綿含有建材に拡大し、事前調査の信頼性を確保するため、調査結果の都道府県等への報告が義務付けられたこと、また調査記録の保存の義務付けもされたこと。

加えて直接罰の創設や、不適切な作業の防止として元請業者に対し、除去等作業記録の作成、保存が義務付けされたことなどご説明いただきました。

この改正により、企業は増改築時だけでなく災害に備え、自社の石綿使用建築物の把握に努める必要があると改めて認識致しました。

② 石綿（アスベスト）建材の除去作業手順概要について

NPO びわ湖環境 理事 佐野 由明氏に講演いただきました。



アスベスト建材の除去作業手順の6工程からなる、事前調査、作業計画、計画届出、作業者選任、解体、除去工事それぞれのポイントをまとめて説明いただきました。特に除去工事ではアスベスト吸引の保護具や集塵のための装置類の設置が必要なこと、また施行記録、報告が必要なこと等作業方法が詳細にわかったことで、よりアスベストの飛散防止に努めなければならないことが分かりました。

【最後のご挨拶】

滋賀県甲賀環境事務所 小西所長



皆さんこんにちは。日頃は県の環境行政にご理解・ご協力を頂きありがとうございます。

昨今様々なものに対応する義務が増えて参りました。特にアスベストはこれから解体物が増えてくる時期に差し掛かります。世間でも健康被害が見えてきはじめ、それも短期間ではなく何十年か後に発症するというようなこともあり、アスベストを吸い込まないため、様々な基準が決められてきています。または事業所の皆様にも守って頂く決まりが増えてきた、ということになります。実際工場や事業

所でアスベストが見つかりますと、まず発注する際に適切な除去費用、適切な工期を受注者にも与えないと発注者側の責任を問われることとなります。解体等ご計画の際は、事前に備えておくために調査をして頂き、アスベストがどこに含まれているか把握され、工事にかかる時間を考えて段取りよく進めて頂くために、早めに工事業者さんを決めて頂き、行政にもしっかり届出をしていただく、ということをお願いしたいと思います。

講演資料の他にもお配りした資料についての補足となりますが、一つは水害リスクに関してです。水害リ

スクについて滋賀県でも特に問題にし始めたのは、竜王町での事故があったからです。最近では佐賀県の鉄工所での事故が大きく報道されたかと思いますが、同様の現象を滋賀県でも経験していました。また実際には、竜王町での事故だけでなく、他にも同様の事例が起こっています。規模が大きくないため目立ちませんが、対応している事例は沢山あります。ということから予め備えて頂くためにも、新しく更新された防災マップを改めてご確認頂いて、市町が出している情報もご参考にして頂ければと思います。特に浸水 0.5m と書かれているような場合、小さい数字に見えますが、実際は機材等が水になってしまうため、フォークリフトでどう作業できるのか等、日頃訓練されている通常時の対応策では対応しきれない状況もあるということをお頭において、対策のご検討をいただけたらと思います。また土壌汚染対策法についても、第3条の但し書きによる確認を受けた土地において土地の形質変更をされる場合は、900 平米からその対象に入ります。こちらも計画的にご対応頂ければと思います。

様々なリスクに関してはそういう見極めをしながら、新型コロナの問題も抱えてとなりますが、皆さんの業績も上がり、環境に配慮した持続的な発展ができるようご計画頂けると幸いです。本日はどうもありがとうございました。

滋賀県南部環境事務所 川崎所長



皆さんお疲れ様でした。南部環境事務所の川崎です。本日のテーマのアスベストは、公害の法令でいいますと「大気汚染防止法」で規制をしています。アスベストの飛散は大気汚染になります。「環境六法」の最初のページをめくっていただくと、最初に「環境基本法」というものがあります。そしてその中に「公害とは」という定義がありまして、「公害とは、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染・・・」という順番で出てきます。もう少しめくりますと、最初に出てくるのが「大気汚染防止法」です。我々は滋賀県におりますので、どう

しても水質汚濁の方に目が行きがちですが、全国的に見ますと、水質よりも大気汚染の方が少し上位に位置付けられているということになります。これはなぜか。大気汚染というのは非常に広範囲に広がる恐れがあります。そしていわゆる汚染物質を直接肺に吸い込むリスクが非常に高い、ということです。汚れた水を飲まないようにするには、比較的いろんな手段がありますが、汚染された大気を吸わないようにすることは非常に困難です。もし万が一皆さんの工場において何らかのトラブルでアスベストが周辺に飛散し、周辺住民の方々がそれを吸い込まれた恐れがある、というようなことが発生しますと、これは工場から油が流出した等というような状況ではなく、非常にシビアな対応を求められるという事になります。どうか今日の研修をきっかけにして頂き、皆さんの工場のアスベストの再確認をお願いしたいと思います。

今日お配りした資料の中に、2つほど別の資料も入れさせて頂いております。まずは土壌汚染対策法の概要についてですが、土壌汚染対策もどんどん強化されております。昨年改正があり、有害物質を過去または現在ご使用の工場・事業所におかれましては、900 平米を超える土地の形質変更の場合届出が必要になりました。そしてもう一つ水害についても添付しております。持ち帰り、ご一読頂ければと思います。本日はありがとうございました。